

分解整備における注意喚起

大型特殊自動車の分解整備について、下記の通り注意喚起がありましたのでご連絡します。

記

1. 概要

大型特殊自動車の販売会社において、国の分解整備事業の認証を受けていない事業所が分解整備を実施していた事が判明し、国土交通省より各販売会社に対して、未認証工場での分解整備を実施せず、認証工場へ外注するよう通達がありました。

弊社とサービス契約を締結している未認証工場の事業所様におかれましては、該当車両による分解整備に関わる修理依頼があった場合、認証工場へ外注するようお願い致します。

認証工場の事業所様につきましては、該当車両による分解整備に関わる修理依頼があった場合、必ず認証工場内で作業を実施するようお願い致します。また、分解整備を実施した場合、分解整備記録簿の作成、交付、保管が義務付けされておりますので確実な取扱いをお願い致します。

2. 該当車両

大型特殊自動車で車検登録している全ての車両

3. 分解整備とは

◆分解整備の定義<道路運送車両法施行規則 第三条、道路運送車両法 第四十九条第二項>
分解整備とは、次の7項目いずれかに該当するものをいう

- ①原動機・・・エンジンの脱着整備
- ②動力伝達装置・・・クラッチ、トランスミッション、プロペラシャフト、テフアレンシャルの脱着整備
- ③走行装置・・・フロントアクスル、前輪独立懸架装置、リアアクスルシャフトの脱着整備
- ④かじ取り装置・・・ギヤボックス、リンク装置の連結部、かじ取りホークの脱着整備
- ⑤制動装置・・・マスタシリンダ、バルブ類、ホース、パイプ、倍力装置、フレキチャンバ、フレキドラムの脱着整備
- ⑥緩衝装置・・・シャシばねの脱着整備
- ⑦連結装置・・・けん引自動車または被けん引自動車の連結装置の脱着整備

※第九十一条 道路運送車両法において分解整備を行った場合、分解整備記録簿を作成し、該当自動車の使用者にその分解整備記録簿の写しを交付し、2年間の保管が義務付けされています。

4. 添付資料

分解整備作業の適切な実施について(国土交通省通達 国自整第38号発行)

5. お問い合わせ先

最寄りの担当営業所または、グローバルサービス部サービス室へお問い合わせください

【<https://www.sakainet.co.jp/info/center.html>】

以上

国自整第38号
平成30年4月24日

一般社団法人 日本産業車両協会会長 殿
一般社団法人 日本農業機械工業会会長 殿
一般社団法人 日本建設機械工業会会長 殿

国土交通省自動車局整備課長

分解整備作業の適切な実施について

今般、大型特殊自動車の販売会社において、道路運送車両法第49条で規定されている分解整備作業を同法第78条に規定している分解整備事業の国の認証を受けていない販売会社の販売店で実施されていたことが判明しました。

このことは、高度な知識や整備のための設備及び技術を有する国の認証を受けた整備事業者（以下「認証工場」という。）が分解整備を行うことによって自動車の安全確保を図るという自動車分解整備事業の認証制度の目的に反するものです。

つきましては、貴会の傘下会員に対し、下記について周知をお願いいたします。

記

1. 同法第78条に規定している分解整備事業の国の認証を受けていない販売会社において、道路運送車両法第49条で規定されている分解整備作業は実施しないこと。
2. 分解整備作業を実施する場合は、自動車分解整備事業の認証を受けるよう指導し、それが困難な場合は、分解整備作業は必ず認証工場に外注させること。